

予防接種スケジュール



令和7年4月1日現在

[illegible]

予防接種の対象年齢



標準的な接種期間（数字は接種回数）

定期予防接種は、対象年齢内であれば、無料で接種が受けられます。

任意予防接種は、対象年齢内であれば、接種費用の一部を市が負担します。

※予防接種の受け方等は裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】古河市 健康づくり課（古河福祉の森会館内） ☎ 0280-33-6674

【予防接種の受け方】

- ・医療機関へ予防接種の予約をしてください。医療機関の一覧は下記①の二次元コードからご確認いただけます。
- ・予診票に必要事項を記入し、接種当日に医療機関へ提出してください。
- ・接種当日は母子健康手帳、マイナ保険証または資格確認書を持参してください。
- ・定期接種の接種料金は古河市が負担するため無料です。(接種対象年齢外での接種は全額自己負担となります)
- ・任意接種(おたふくかぜ・インフルエンザ)は接種料金の一部を助成しています。接種料金の自己負担額は医療機関によって異なります。
- ・古河市契約医療機関や茨城県外の医療機関(里帰り先の病院など)での接種をご希望の方は、
事前に申請が必要となります。下記②の二次元コードから申請するか、お急ぎの場合は健康づくり課までお問合せください。

【予防接種を受ける際の注意】

- ・予防接種は当日の体調によって受けられないこともあります。また、ワクチンの在庫には限りがあるため、接種できる期限の間際になると在庫の関係で接種できない場合もあります。接種間隔に注意して早めの予約をお勧めします。
- ・予防接種はそれぞれ対象年齢と接種回数・間隔が定められています。決められた年齢・回数・間隔を守って接種を受けましょう。
- ・注射生ワクチン(MR、おたふく、水痘、BCG等)を続けて2回接種する場合、27日以上間隔をあける必要があります。
- ・はしか(麻しん)にかかった後は、治ってから4週間程度、水痘(みずぼうそう)おたふくかぜ等のウイルス性の病気にかかった後は、
治ってから2週間以上の間隔をあけて予防接種を受けましょう。病気の重症度により間隔が異なるので、かかりつけ医に相談しましょう。
- ・古河市から引っ越しした場合は、引っ越し(転出)手続きをした当日から古河市の予診票を使うことができなくなります。
新たな予診票については引っ越し先の市区町村にご相談ください。

【予診票送付時期について】 ※以下の時期にご自宅へ予診票を送付いたします。

- ・出生4週前後 …予診票綴(おおよそ5歳までに受けることができる予診票が綴られています。)
- ・年長になる年の4月 …MR(麻しん風しん混合)2期
- ・9歳の誕生月の月末 …日本脳炎2期
- ・11歳の誕生月の月末 …二種混合
- ・13歳になる年の4月 …HPV(子宮頸がん予防)※女子のみ

①子どもの予防接種ガイド

※医療機関の一覧やその他各ワクチンの
詳細が載っています。



②予防接種依頼書交付申請

※里帰り先等、契約外医療機関での接種を
希望する場合の申請フォームです。



③予防接種予診票発行申請

※予防接種予診票を紛失された方の
再発行申請フォームです。



【問い合わせ先】古河市 健康づくり課(古河福祉の森会館内) TEL: 0280-33-6674